6　Summary　(1)Contracting entity : Eisuke Fujimoto, Director General of Procurement Division, Japan Post Co., Ltd.　(2)Classification of the products to be procured : 6　(3)Nature and quantity of the roducts to be purchased : about 10,226,000 pieces of POSTAL LABEL (Delivery Time specified Mail (Ordinary))　(4)Delivery period : By 30 September, 2014　(5)Delivery place : By specification　(6)Time limit of tender : 11 : 00 AM 17 July 2013　(7)Contact point for the notice : Sawori Yamamoto, Procurement Department, Japan Post Co., Ltd. 1―3―2 Kasumigaseki Chiyodaku Tokyo 100―8798, Japan. TEL 03―3504―5333

○第２号（№２）

1　調達内容　(1)品目分類番号　6　(2)品名及び数量　配達時間帯指定郵便ラベル（書留用）予定2,882,000部　(3)特質等　仕様書による。(4)納入期限　平成26年９月30日（最終）(5)納入場所　仕様書による。(6)入札・開札の日時及び場所　平成25年７月24日午後３時00分　入札説明書で定める電磁的システムのサイト上

2から5　第１号の２から５に同じ

6　Summary　(1), (2), (4), (5), (6) and (7)The same with the notice above (No. 1)　(3)Nature and quantity of the products to be purchased : about 2,882,000 pieces of POSTAL LABEL (Delivery Time specified Mail (Registered))

○第３号（№３）

1　調達内容　(1)品目分類番号　6　(2)品名及び数量　メールケース（大・透明型）予定15,800個　(3)特質等　仕様書による。(4)納入期限　平成25年12月20日（最終）(5)納入場所　仕様書による。(6)入札・開札の日時及び場所　平成25年７月24日午後３時00分　入札説明書で定める電磁的システムのサイト上

2から5　第１号の２から５に同じ

6　Summary　(1), (2), (4), (5), (6) and (7)The same with the notice above (No. 1)　(3)Nature and quantity of the products to be purchased : about 15,800 pieces of Mail Case (Large size・Clear type)

○第４号（№４）

1　調達内容　(1)品目分類番号　9　(2)品名及び数量　ロールパレット（鉄製・Ｖ型）予定23,450台　(3)特質等　仕様書による。(4)納入期限　平成25年11月29日　(5)納入場所　仕様書による。(6)入札・開札の日時及び場所　平成25年７月29日午前10時00分　入札説明書で定める電磁的システムのサイト上

2から3　第１号の２から３に同じ

4　問合せ先等　〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号　日本郵便株式会社調達部（物品契約担当）担当　津田　紀彦　電話03―3504―9532

5　第１号の５に同じ

6　Summary　(1), (5) and (6)The same with the notice above (No. 1)　(2)Classification of the products to be procured : 9　(3)Nature and quantity of the products to be purchased : About 23,450 Roll-box-pallets (Steel Type 5)　(4)Delivery period : By 14 November, 2013　(7)Contact point for the notice : Noriyuki Tsuda, Procurement Department, Japan Post Co., Ltd. 1―3―2 Kasumigaseki Chiyodaku Tokyo 100―8798, Japan. TEL 03―3504―5333

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年５月27日

支出負担行為担当官

中国四国農政局長　國弘　　実

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　33

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　高瀬農地保全事業　Ｄ２号排水トンネル建設工事

(3)　工事場所　高知県吾川郡仁淀川町高瀬地内

(4)　工事内容　(1)排水トンネル工　Ｌ＝462.00ｍ　Ｃタイプ：ほろ形　ｒ＝1.25ｍ　Ｌ＝256ｍ　Ｄタイプ：側壁傾斜型馬蹄形　ｒ＝1.20ｍ　Ｌ＝66ｍ　Ｄタイプ：側壁傾斜型馬蹄形　ｒ＝1.25ｍ　Ｌ＝140ｍ　(2)水抜きボーリング工　ΣＬ＝4,900ｍ　(3)排水路工　B1.5m×H2.05m　Ｌ＝54.5ｍ　(4)仮設工　１式

(5)　工期　平成25年９月～平成28年３月　913日間

(6)　使用する主要な資機材　・ドリルジャンボ　１基　・吹付コンクリート　13百㎥　・生コンクリート　10百㎥　・ロックボルト　32百ｍ　・鋼製支保工　69ｔ

(7)　本工事は、次の内容の対象工事である。

①　入札時に施工方法等の技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、標準Ａ型総合評価落札方式（品質向上重視型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後ＶＥ方式の対象工事である。

③　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

④　申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の(3)の再確認を受けた者を除く。

(5)　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、上記２の(3)の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。

(6)　技術提案が適正であること。

(7)　施工実績（同種工事）　平成10年度から平成24年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、施工延長230m以上のＮＡＴＭ工法によるトンネル工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

ただし、平成10年１月１日以降に完成した各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

(8)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法に従って当該工事に専任で配置できること。

①　上記２の(7)の施工実績経験を有するものであること。ただし、平成10年１月１日以降に完成した各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

②　主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定められている者をいう。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。